

議案第 8 1 号

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
改正について

令和 6 年 7 月 2 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
一部を改正する条例

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 2 8
年前橋市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「特定業務施設」という。）を「特定業務施設」という。）等」に改め
る。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に改め、「に規定す
る特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定
業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年度以後の固定資産税について適用す
る。
- 2 改正後の前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 9 日以後に新設され、又は増設される設備につ
いて適用し、令和 6 年 4 月 1 9 日前に新設され、又は増設された設備につい
ては、なお従前の例による。